

常任委員会・特別委員会の動き

下水道事業運営

アセットマネジメント手法を導入

建設経済

建設経済常任委員会は、12月6日に開催され、議案3件、陳情2件を審査した。議案は全て可決あり方について「アセットマネジメント手法」導入趣旨了承、1件が趣旨不了承と決定した。

また、①今後の下水道事業運営のあり方「アセットマネジメント手法」導入の考え方②藤沢市建築基

準等に関する条例(素案)を図ってきた。

本市では、平成23年3月に「湘南ふじさわ下水道ビジョン」を策定し、段階的な整備と継続的な健全経営を図ってきた。

しかし、今後さらに多様なニーズ・課題に対応するための組織的な取り組みが必要となっており、そのための仕組みとして、アセットマネジメント手法を

また、下水道台帳・資産維持管理データ等のデータベース化を進め、各種データを維持管理から実施計画、さらに収支計画にまで機能的に結びつけ、劣化予測や財政シミュレーションを行えるシステムの構築を図り、市民に下水道事業経営状況を示し、事業計画、進捗状況、経営の「見える化」の取り組みを積極的に推進する。



継続的で健全な施設管理の推進を図る＝大清水浄化センター

「独立採算制を原則とする下水道事業運営」の実現に向け、(仮称)下水道部を創設し、下水道企業会計を部として所管し、公益企業体としての組織力を高める。

沿いながら、市内産品のPRや観光誘客、シティプロモーションなどの要素を考慮した、藤沢らしいふるさと納税制度の実現に向け、検討を進めてきた。

まず、基本コンセプトとしては、返礼品競争とは一線を画した上で、シティプロモーションの観点を重視し、藤沢の知名度を高めることにつながり、特徴的・印象的となる体験型や特産品型の返礼品を用意する。

運用体制については、インターネット上で寄附に関する一連の手続きができる仕組みを構築するとともに、システムの構築から、返礼品の企画、調達及び配送等を一括して委託することとし、委託事業者は公募型プ

ふるさと納税制度の活用

シティプロモーションの観点を重視

総務常任委員会は、12月9日に開催され、議案5件、陳情2件を審査した。その結果、議案は全て可決すべきもの、請願は1件が採択すべきもの、1件が不採択すべきもの、陳情は全て趣旨不承と決定した。

また、①平成29年度組織改正の概要(最終案)②職員の不祥事案件の現在の状況及び再発防止に向けた取組③ふるさと納税制度の活用に係る検討状況(報告)④公共料金の見直し(中間報告)――以上4件について

9日に開催され、議案5件、陳情2件を審査した。その結果、議案は全て可決すべきもの、請願は1件が採択すべきもの、1件が不採択すべきもの、陳情は全て趣旨不承と決定した。

また、基本コンセプトとしては、返礼品競争とは一線を画した上で、シティプロモーションの観点を重視し、藤沢の知名度を高めることにつながり、特徴的・印象的となる体験型や特産品型の返礼品を用意する。

運用体制については、インターネット上で寄附に関する一連の手続きができる仕組みを構築するとともに、システムの構築から、返礼品の企画、調達及び配送等を一括して委託することとし、委託事業者は公募型プ

意見書

4件を政府等へ提出

○最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書
労働者の4割が非正規雇用であり、約4人に1人が年収200万円以下のいわゆるワーキングプアに陥っている。こうした低賃金で不安定な就労は、自立や結婚、出産を妨げ、また、親の貧困が子どもたちの成長、発達を阻害する貧困の連鎖が社会問題化している。

よって、政府に対し、最低賃金の地域間格差をなくし、大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を行うよう強く要望する。

○私学助成の拡充を求める意見書(神奈川県)
神奈川県内の私立学校は、各々が建学の精神に基づき、豊かな教育をつくり、神奈川県に教育を支える担い手としての役割を果たし続けてきた。しかし、神奈川県内の私立学校に対する生徒一人当たりの経常費補助は全国最下位水準とされ、私立高校の入学金を除く平均学費は関東で最も高く、全国的にも極めて高くなっている。

また、保護者に対する学費補助制度は、年収250万円未満程度の世帯には、平均授業料相当額が助成されているものの、高額な施設整備費が全て保護者負担となっており、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起きて家計が急変すれば、たちまち学費の納入に支障をきたす状況である。こうした事態を解消し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するためには、私学助成の抜本的な改善によ

○私学助成の拡充を求める意見書(国宛)
全国では高校教育の約3割、幼児教育、大学教育においては約8割を私学教育が担っており、私立学校は公教育の場として大きな役割を果たしている。

私立高校と公立高校の学費差については、平成22年度から実施された26年度に加齢が進み、嫡出子、嫡出でない子の区別自体が、子どもへの不当な差別であるとして法改正が進んでおり、婚外子の人権尊重のために一刻も早い法改正が望まれる。

○婚外子差別撤廃のため戸籍法の改正を求める意見書
平成25年9月4日、最高裁判所は、14人の裁判官全員一致で、婚外子の相続分を婚内子の2分の1とする民法の規定を憲法違反と決定した。既にこの規定は、同年の臨時国会で改正され、

発効している。法務省は同時に、出生届の嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を撤廃する戸籍法改正案を準備していたが、一部与党の合意が得られず、断念せざるを得なかった。同年9月26日に最高裁判所第一小法廷が、この戸籍法の規定は合憲との判決を出した。しかし、その判決書では、立法において見直すべきという補足的意見を付しており、決して現状を是としたものではない。さらに近年、諸外国でも婚外子差別の撤廃が進み、嫡出子、嫡出でない子の区別自体が、子どもへの不当な差別であるとして法改正が進んでおり、婚外子の人権尊重のために一刻も早い法改正が望まれる。

また、保護者に対する学費補助制度は、年収250万円未満程度の世帯には、平均授業料相当額が助成されているものの、高額な施設整備費が全て保護者負担となっており、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起きて家計が急変すれば、たちまち学費の納入に支障をきたす状況である。こうした事態を解消し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するためには、私学助成の抜本的な改善によ

よって、政府に対し、公的学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちの学費補助の一層の増額を行うよう強く要望する。

○出生届の記載欄を撤廃する戸籍法改正案を準備していたが、一部与党の合意が得られず、断念せざるを得なかった。同年9月26日に最高裁判所第一小法廷が、この戸籍法の規定は合憲との判決を出した。しかし、その判決書では、立法において見直すべきという補足的意見を付しており、決して現状を是としたものではない。さらに近年、諸外国でも婚外子差別の撤廃が進み、嫡出子、嫡出でない子の区別自体が、子どもへの不当な差別であるとして法改正が進んでおり、婚外子の人権尊重のために一刻も早い法改正が望まれる。

また、保護者に対する学費補助制度は、年収250万円未満程度の世帯には、平均授業料相当額が助成されているものの、高額な施設整備費が全て保護者負担となっており、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起きて家計が急変すれば、たちまち学費の納入に支障をきたす状況である。こうした事態を解消し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するためには、私学助成の抜本的な改善によ

また、保護者に対する学費補助制度は、年収250万円未満程度の世帯には、平均授業料相当額が助成されているものの、高額な施設整備費が全て保護者負担となっており、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起きて家計が急変すれば、たちまち学費の納入に支障をきたす状況である。こうした事態を解消し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するためには、私学助成の抜本的な改善によ

よって、政府に対し、公的学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちの学費補助の一層の増額を行うよう強く要望する。

また、保護者に対する学費補助制度は、年収250万円未満程度の世帯には、平均授業料相当額が助成されているものの、高額な施設整備費が全て保護者負担となっており、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起きて家計が急変すれば、たちまち学費の納入に支障をきたす状況である。こうした事態を解消し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するためには、私学助成の抜本的な改善によ

よって、政府に対し、公的学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちの学費補助の一層の増額を行うよう強く要望する。

また、保護者に対する学費補助制度は、年収250万円未満程度の世帯には、平均授業料相当額が助成されているものの、高額な施設整備費が全て保護者負担となっており、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起きて家計が急変すれば、たちまち学費の納入に支障をきたす状況である。こうした事態を解消し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するためには、私学助成の抜本的な改善によ

よって、政府に対し、公的学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちの学費補助の一層の増額を行うよう強く要望する。

また、保護者に対する学費補助制度は、年収250万円未満程度の世帯には、平均授業料相当額が助成されているものの、高額な施設整備費が全て保護者負担となっており、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起きて家計が急変すれば、たちまち学費の納入に支障をきたす状況である。こうした事態を解消し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するためには、私学助成の抜本的な改善によ

よって、政府に対し、公的学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちの学費補助の一層の増額を行うよう強く要望する。

また、保護者に対する学費補助制度は、年収250万円未満程度の世帯には、平均授業料相当額が助成されているものの、高額な施設整備費が全て保護者負担となっており、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起きて家計が急変すれば、たちまち学費の納入に支障をきたす状況である。こうした事態を解消し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するためには、私学助成の抜本的な改善によ

よって、政府に対し、公的学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちの学費補助の一層の増額を行うよう強く要望する。

また、保護者に対する学費補助制度は、年収250万円未満程度の世帯には、平均授業料相当額が助成されているものの、高額な施設整備費が全て保護者負担となっており、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起きて家計が急変すれば、たちまち学費の納入に支障をきたす状況である。こうした事態を解消し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するためには、私学助成の抜本的な改善によ

よって、政府に対し、公的学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちの学費補助の一層の増額を行うよう強く要望する。

また、保護者に対する学費補助制度は、年収250万円未満程度の世帯には、平均授業料相当額が助成されているものの、高額な施設整備費が全て保護者負担となっており、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起きて家計が急変すれば、たちまち学費の納入に支障をきたす状況である。こうした事態を解消し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するためには、私学助成の抜本的な改善によ

よって、政府に対し、公的学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちの学費補助の一層の増額を行うよう強く要望する。

また、保護者に対する学費補助制度は、年収250万円未満程度の世帯には、平均授業料相当額が助成されているものの、高額な施設整備費が全て保護者負担となっており、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起きて家計が急変すれば、たちまち学費の納入に支障をきたす状況である。こうした事態を解消し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するためには、私学助成の抜本的な改善によ

よって、政府に対し、公的学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちの学費補助の一層の増額を行うよう強く要望する。

また、保護者に対する学費補助制度は、年収250万円未満程度の世帯には、平均授業料相当額が助成されているものの、高額な施設整備費が全て保護者負担となっており、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起きて家計が急変すれば、たちまち学費の納入に支障をきたす状況である。こうした事態を解消し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するためには、私学助成の抜本的な改善によ

よって、政府に対し、公的学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちの学費補助の一層の増額を行うよう強く要望する。

また、保護者に対する学費補助制度は、年収250万円未満程度の世帯には、平均授業料相当額が助成されているものの、高額な施設整備費が全て保護者負担となっており、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起きて家計が急変すれば、たちまち学費の納入に支障をきたす状況である。こうした事態を解消し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するためには、私学助成の抜本的な改善によ

よって、政府に対し、公的学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちの学費補助の一層の増額を行うよう強く要望する。

また、保護者に対する学費補助制度は、年収250万円未満程度の世帯には、平均授業料相当額が助成されているものの、高額な施設整備費が全て保護者負担となっており、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起きて家計が急変すれば、たちまち学費の納入に支障をきたす状況である。こうした事態を解消し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するためには、私学助成の抜本的な改善によ

よって、政府に対し、公的学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちの学費補助の一層の増額を行うよう強く要望する。

また、保護者に対する学費補助制度は、年収250万円未満程度の世帯には、平均授業料相当額が助成されているものの、高額な施設整備費が全て保護者負担となっており、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起きて家計が急変すれば、たちまち学費の納入に支障をきたす状況である。こうした事態を解消し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するためには、私学助成の抜本的な改善によ

よって、政府に対し、公的学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちの学費補助の一層の増額を行うよう強く要望する。

また、保護者に対する学費補助制度は、年収250万円未満程度の世帯には、平均授業料相当額が助成されているものの、高額な施設整備費が全て保護者負担となっており、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起きて家計が急変すれば、たちまち学費の納入に支障をきたす状況である。こうした事態を解消し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するためには、私学助成の抜本的な改善によ

よって、政府に対し、公的学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちの学費補助の一層の増額を行うよう強く要望する。

また、保護者に対する学費補助制度は、年収250万円未満程度の世帯には、平均授業料相当額が助成されているものの、高額な施設整備費が全て保護者負担となっており、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起きて家計が急変すれば、たちまち学費の納入に支障をきたす状況である。こうした事態を解消し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するためには、私学助成の抜本的な改善によ

よって、政府に対し、公的学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちの学費補助の一層の増額を行うよう強く要望する。

また、保護者に対する学費補助制度は、年収250万円未満程度の世帯には、平均授業料相当額が助成されているものの、高額な施設整備費が全て保護者負担となっており、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起きて家計が急変すれば、たちまち学費の納入に支障をきたす状況である。こうした事態を解消し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するためには、私学助成の抜本的な改善によ

よって、政府に対し、公的学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちの学費補助の一層の増額を行うよう強く要望する。

また、保護者に対する学費補助制度は、年収250万円未満程度の世帯には、平均授業料相当額が助成されているものの、高額な施設整備費が全て保護者負担となっており、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起きて家計が急変すれば、たちまち学費の納入に支障をきたす状況である。こうした事態を解消し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するためには、私学助成の抜本的な改善によ

よって、政府に対し、公的学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちの学費補助の一層の増額を行うよう強く要望する。



体験型や特産品型の返礼品を検討する